

2011年禁止表

2011年禁止表の注釈

はじめに

ドーピング防止団体の皆さんは、2011年禁止表案に寄せられた思慮深いコメントすべてに対し、注意深い検討がなされたことに気づくことと思います。必ずしもすべての提案が受け入れられ、2011年禁止表に取り入れられたわけではありませんが、以下に説明するように、多くの皆さんの貢献と提案のおかげで禁止表案の変更ができました。

S0. 未承認物質

このセクションは、現在開発段階の薬物あるいは現在ヒトへの使用が許可されていない薬物の乱用の問題に対処するため追記しました。

S1. 蛋白同化薬

このセクションは、物質名の綴りを標準化するために一部修正しました。

※JADA 訳注：日本語の表記に変更はありません。

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

S2.1: このセクションはヘマタイトの国際一般名 (INN) ーペジネサタイトを加える修正をしました。赤血球新生を刺激する物質の開発数が増加していることを反映し、低酸素誘導因子 (HIF)安定薬をこのクラスの例として追記しました。

S2.3: インスリンと他の関連する物質の使用に関する問題点は2011年リスト専門家グループでさらに検討する対象とします。

S2.6: 血小板由来製剤は、この製剤が成長因子を含んでいるものの、競技能力向上の目的でこの手法を使用することに関して現在エビデンスが欠けていることを考慮して、禁止表から削除しました。製剤には複数の成長因子が含まれていますが、血小板由来製剤に関する現在の研究は治療効果を越えて競技能力を向上させる可能性を示していません。個々の成長因子に関しては、S2.5に記載されているように精製物質として投与される時は禁止されていることに注意してください。

S3. ベータ 2 作用薬

WADA リスト専門家グループはスポーツ界からの意見に応え、S3 (ベータ 2 作用薬) を変更しました。“使用の申告”に関する記載が削除されました。大量に摂取したときにベータ 2 作用薬が競技能力を向上させる効果については、引き続き懸案事項としています。禁止表ではサルブタモール (24 時間で最大 1600 μ g) 及びサルメテロールを、推奨される治療法に従って吸入使用すること以外は禁止しています。尿中閾値は引き続きサルブタモールの管理に適用されます。なお、他のベータ 2 作用薬に関しても閾値を検討中です。

ベータ 2 作用薬の問題は引き続き WADA の研究対象課題です。これらの物質を大量に摂取することを防ぎ、禁止し、一方で喘息を持つ競技者の適切なケアと治療を促進することを目的としています。継続的な使用の監視は優先事項として続けます。従って、将来これらの物質に対処する方法が変更されることもあります。

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

グリセロールの禁止は、様々な食品や化粧・洗面用品に通常含まれるこの物質の摂取を妨げる意図はありません。それらの使用によって、競技者がこの**禁止物質**に対して検査陽性となることはありません。

“デスモプレシン”を隠蔽薬の例として追記しました。

S5の最後の段落を修正し、利尿薬および隠蔽薬が存在する時に、閾値水準が設定されている外因性の物質が閾値水準以下で検出された場合の取り扱いをより明快に説明しました。隠蔽薬に対する治療目的使用に係る除外措置(TUE)が提出されていても、閾値水準が設定されている外因性の物質は如何なる濃度レベルであっても違反が疑われる分析報告として検査機関から報告されます。必要に応じて、閾値水準が設定されている外因性の物質に対する治療目的使用に係る除外措置(TUE)が要求されます。

M1. 酸素運搬能の強化

このセクションの言葉遣いを多少修正し、形式と構成の統一性を確保しました。

M2. 化学的・物理的操作

M2.2: 各 TUE 委員会が静脈内注入に関して判定する際に参考となる医学情報が WADA ウェブサイト (http://www.wada-ama.org/Documents/Science_Medicine/Medical_info_to_support_TUECs/WADA_Medical_info_IV_infusions_v.2.2_March2010_EN.pdf)

に掲載されていますのでご覧ください。

M2.3: “血液を採取し、操作を加え、循環系へ再注入する一連の処置”の禁止は、血漿交換、特殊な形式の献血、善意の**競技者**による全血の再注入を伴わない同様の行為を妨げるものではありません。**競技者**の血液を採取し、処置あるいは操作を加え、再度注入する行為に対処するものです。慢性腎疾患の治療の一環として血液透析を行っている競技者は、その行為（およびその疾患治療によく使われる物質）に対し治療目的使用に係る除外措置(TUE)が必要です。

M3. 遺伝子ドーピング

明確にするためにこのセクションの文言および順序を変更しました。

S6. 興奮薬

興奮薬“メチルヘキサミン”*1（この物質は多くの他の物質と同様に他の化学名で記載されている場合もあります）は、今回は特定物質として禁止表に含まれています。この物質は現在栄養サプリメントとしてよく販売されており、よく“ゼラニウム油”あるいは“ゼラニウム根エキス”と呼ばれることがあります。

レブメタンフェタミン*2の綴りを一部修正しました。

* 1 JADA 訳注：メチルヘキサミンは、2010年禁止表では非特定物質でした。

* 2 JADA 訳注：日本語の表記に変更はありません。

S8. カンナビノイド

このセクションを部分修正し、マリファナ様物質（カンナビノイド様物質）が禁止表に含まれることを明確にしました。

S9. 糖質コルチコイド

このセクションは、糖質コルチコイドの禁止される使用経路に関しては、2010 年禁止表のままです。この物質の使用についての監視は続けられ、検出と管理を補助するために閾値を設定する作業が進行中です。将来このセクションはさらに変更される見込です。“使用の申告”および“治療目的使用に係る除外措置(TUE)”の記載は削除されました。

P1. アルコール

近代五種（国際近代五種連合：UIPM）の要請に応じ修正されました。すなわち、競技構成が変更されたため、アルコールはもはや近代五種では禁止されません。

P2. ベータ遮断薬

明確にするため、スケルトンの名前を国際ボブスレー連合（FIBT）に属する競技として禁止表に追記しました。国際ボブスレー連合（FIBT）の競技ではベータ遮断薬は禁止されています。

国際体操連盟（FIG）の要請で、体操競技ではベータ遮断薬はもう禁止ではありません。

世界ダーツ連盟（WDF）の要請で、ベータ遮断薬はダーツで今回禁止となりました。